

新型コロナウイルス感染症の対応について

<立川市新型コロナウイルス感染症対策本部 開催状況 令和2年5月29日以降>

回	開催日時	決定事項・検討事項
28	5月29日（金） 午前11時～	<ul style="list-style-type: none">● 新型コロナウイルス感染症の現況と、「立川市新型インフルエンザ等対策行動計画」に記載する内容を照らし合わせ確認するとともに、第2波に備えた今後の対策等について検討しました。● 特別定額給付金の取り組み状況について、以下のとおり報告がありました。<ul style="list-style-type: none">➢ オンライン申請 4,713件（5月27日時点）➢ 郵送申請 5月28日（木） 約93,000世帯分発送済● 6月以降の産業文化スポーツ部の職員体制について、地域経済支援策等への対応として、緊急的かつ集中的に取り組む必要があるため、地域経済緊急支援担当主査（仮称）を新設することとしました。
29	6月4日（木） 午前11時～	<ul style="list-style-type: none">● 避難所における感染症対策について、集中豪雨や台風などの自然災害に備え、避難所開設・運営時における対応、衛生環境の確保など、別紙のとおり決定しました。（別紙1）● 市営自転車等駐車場において、学校が臨時休業となった影響で、4月及び5月の期間に定期利用がなかったことを鑑みて、学生等（大学生等を含む小・中・高校生）の定期の有効期限を2か月延長することとしました。（別紙2）● 図書館の利用について、6月9日（火）から、別紙のとおりサービスの制限を一部緩和することとしました。（別紙3）

令和2年6月2日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年5月29日（金）（午前11時～）に、第28回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定等いたしました。

記

【決定等事項】

- 新型コロナウイルス感染症の現況と、「立川市新型インフルエンザ等対策行動計画」に記載する内容を照らし合わせ確認するとともに、第2波に備えた今後の対策等について検討しました。
- 特別定額給付金の取り組み状況について、以下のとおり報告がありました。
 - ・オンライン申請 4,713件(5月27日時点)
 - ・郵送申請 5月28日（木） 約93,000世帯分発送済
- 6月以降の産業文化スポーツ部の職員体制について、地域経済支援策等への対応として、緊急的かつ集中的に取り組む必要があるため、地域経済緊急支援担当主査（仮称）を新設することとしました。

令和2年6月4日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年6月4日（木）（午前11時～）に、第29回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定等いたしました。

記

【決定等事項】

- 避難所における感染症対策について、集中豪雨や台風などの自然災害に備え、避難所開設・運営時における対応、衛生環境の確保など、別紙のとおり決定しました。（別紙1）
- 市営自転車等駐車場において、学校が臨時休業となった影響で、4月及び5月の期間に定期利用がなかったことを鑑みて、学生等（大学生等を含む小・中・高校生）の定期の有効期限を2か月延長することとしました。（別紙2）
- 図書館の利用について、6月9日（火）から、別紙のとおりサービスの制限を一部緩和することとしました。（別紙3）

避難所における新型コロナウイルス感染症対策について

1 概要

新型コロナウイルス感染症について、緊急事態宣言が解除されたものの、社会全体として、引き続き、3密回避や「人と人との距離の確保」、マスクの着用をはじめとした基本的な感染対策の継続・徹底が求められている状況である。このような状況下において、集中豪雨や台風などが多くなる出水期を迎えることから、避難所における感染拡大の防止にも十分留意する必要がある。このため、以下のとおり、感染症対策を踏まえた避難所の開設及び運営を行う。

2 避難所運営における感染症対策の留意事項と市の対応

東京都を通じて、内閣府、消防庁、厚生労働省から示されている新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営における留意事項と市の対応は以下のとおりである。

(1) 可能な限り多くの避難所・避難場所の確保

以下のとおり、避難所を増やす方策を取るとともに、市民に対して、すでに安全な場所にいる場合は避難所に行く必要がないことや親戚や友人の家等への避難等、避難に係る注意事項をなどについて、事前にホームページ等で周知する。

① 市所有施設の活用

現行のマニュアル上では使用を予定していない教室を活用するとともに、計画上の指定避難所の他に、市で所有している施設を活用し、避難に使用できる床面積をできるだけ多く確保する。

② 市内ホテル・旅館等の活用

国がまとめた、受入れに前向きなホテル・旅館のリスト及び東京都が行っているホテル・旅館団体との調整結果を受けて、活用を検討する。

③ 親戚や友人の家等への避難の検討

中央防災会議のワーキンググループが示している避難行動判定フローにおいて、安全な場所に居住する親戚や知人があり身を寄せられる場合は、その家に避難することが記載されている。この内容を、ホームページ等により市民に周知する。

④ 自宅療養者等の避難の検討

都では、陽性で軽症の方は宿泊療養施設を利用していただくよう周知されているが、陽性で自宅療養している方が避難所に避難してきた場合は、到着した際に、マスク、手袋等の感染防止策を講じた受付員により、健康状況に係る聞き取りを行う。自宅療養をしていた方、感染の疑いのある症状が出ている方等は、(6)で後述する、専用スペースへ案内する。

また、非接触型体温計を買入れ、到着時の聞き取りに合わせて検温を行う。

(2) 避難者の健康状態の確認

上記④の到着時その他に、避難生活開始後は、定期的に健康状態の確認を行う。

また、非接触型体温計を買入れ、定期的な健康状態の確認に合わせて検温を行う。

(3) 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者及び避難所運営スタッフに対して、頻繁な手洗い、咳エチケットの徹底等について、口頭、ポスター等により周知するとともに、手指消毒液を施設出入口、トイレ、階段等に設置する。

また、避難者用マスクを収容人数×3日分準備し、避難者が避難所に到着した時に配布する。

(4) 避難所の衛生環境の確保

清掃当番を決め、定期的に物品、設備等の清掃を行い、衛生的な環境の維持に努める。

(5) 十分な換気の実施、スペースの確保等

換気については、午前と午後に1回ずつ行う等、時間を決めて定期的に実施する。

学校については、体育館及び各教室等、使用できるスペースを最大限活用し、可能な限り密集状況を避ける。

(6) 発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保

感染者、濃厚接触者、症状が有る感染疑い者、通常避難者のカテゴリーに分け、ゾーニングを行う。

基本的なゾーニングの考え方は、棟または階層で各カテゴリーを分ける。棟ごとのゾーニングを目指し、それが不可能な場合は階ごとのゾーニングとし、連絡通路がない上層各階に感染者、濃厚接触者、症状が有る感染疑い者を割り当てるなど、各カテゴリー間の接触を可能な限り低減させる。

また、濃厚接触者、症状が出ている感染疑い者を割り当てたスペースについては、可能な限り避難者同士の距離を確保すること、ワンタッチテントの活用などにより、ゾーニングしたが故の感染拡大防止に留意する。

(7) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合

上記(6)のゾーニングの他、災害対策本部（危機管理対策本部）、保健所、医療機関へ連絡し、移送などの必要な措置を講ずる。

3 スケジュール

月 事業	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難に関する広報			市ホームページの更新							→
避難所の確保		運用に関わる府内調整 →								
		都・関係団体との調整 →								
		地域防災計画修正への反映 →								
専用スペースの確保		運用に関わる府内調整 →								
		各支部を通じた地域への周知 →		避難所運営連絡会を通じた地域への周知 →						
感染症対策資器材購入	予算措置 →									
		契約・納品 →								
			各避難所へ配備 →							

コロナウイルスによる臨時休校中の自転車等駐車場定期の取り扱いについて

1 今までの経過

- ・首相が令和2年3月2日から小・中・高校に対し臨時休校を要請し、全国的な休校となった。
- ・5月25日になり緊急事態宣言が解除となり、6月から児童生徒が登校できるようになった。
- ・自転車通学により駅を利用している児童生徒の多くは、緊急事態宣言前より定期利用の新規・継続の申し込み及び使用料の納入を済ませていた。
- ・首相からの要請等に基づき、東京都教育委員会（都立高校）及び立川市教育委員会は、5月末まで休校とし、6月1日からの学校再開となった。ただし、私立高校や大学については、再開していない学校も多くある（オンライン学習の継続）

2 今後の取り扱い

既に学生区分で申し込みをし、使用料の納付をした学生等（大学生等を含む小・中・高校生）に対し、4・5月の休校期間に定期利用がなかったことを鑑み、また、若者世代を支援する意味合いを込め、承認している有効期限を2ヶ月延長することとしたい。

3 対象 学校教育法に定める学校に通学している学生等 延べ1,289人（内訳は裏面）
(4月及び5月に「学生区分」で申し込みをしている方（市民に限る）)

4 影響額（概算） 600円～1300円（1ヶ月の定期代）×2月×1,289人 = 約240万円

5 周辺市の状況

自治体名	対応	具体的な内容
三鷹市	還付	申請により使用しなかった4・5月分を返金対応 (詳細は今後検討)
昭島市	その他	承認している有効期限を延長（延長申請不要）
調布市	その他	4月時点での定期手続きを中止し、一律6月1日からの利用に変更
国立市	還付	申請により使用しなかった4・5月分を返金対応
青梅市	還付	申請により使用しなかった4・5月分を返金対応 (ただし、定期を同時に解約)
小金井市	その他	学生に対する一律の現金給付を検討中
その他	23区の一部、横浜市、さいたま市などが減免や還付の措置を講じている	

6 還付扱いとしない理由

利用者への一定の負担があり、かつ、還付のための事務が膨大であること。また、スピード感に欠けること。

7 今後のスケジュール（案）

- 6月初旬 対応方針決定 その後議会対応
- 6月上旬 利用者への周知開始
- 6月20日頃～ 第1B 第一・第二タワー、NCD社製機器設置現場における受付開始
- 7月上旬 第2B 一括データ書き換え作業実施

8 課題、その他

指定管理者の負担、利用者への周知、(使用料の) 減額補正

－参考－

* 指定管理者等の対応

機器種類	施設数	対象者	対応方法	対応時期	備考
NCD 機器 (電磁ロック)	6	410	窓口での2か月 分シール発行	更新期間 (6月～12月)	
サイカ機器 (ゲート)	3	360	一括データ書き 換え作業	7月1日	システム改修 費用の要否を 確認中(6/2時 点)
AMANO 機器 (ゲート)	6	313	窓口での手動書 き換え作業	7月1日～ 8月31日	
サイクルツリー	1	96			
第一・第二タワー	2	110	2か月利用がで きる利用カード の交付	更新期間 (6月～12月)	
計	18	1,289			

- ・ 現在、指定管理者と詳細について協議中。指定管理料等の変更の可能性あり。

* 立川市自転車等駐車場条例の規定

(減免)

第3条の3 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、駐車料金を減免することができる。

(還付)

第3条の4 既納の駐車料金は還付しない。ただし、定期駐車にあっては、市長が特に必要があると認めたときはその全部又は一部を還付することができる。

立川市図書館 利用者サービス制限の一部緩和について

図書館は、東京都のロードマップステップ2の移行に伴い、6月2日(火)から利用時間や座席利用等を制限し施設利用を開始しましたが、座席利用等の準備が整ったことから6月9日(火)から以下のとおり制限を一部緩和いたします。

1 利用制限

期間	6/2(火)～6/7(日)		6/9(火)～当面の間
人数	中央 図書館	200人以内	250人以内
	地区 図書館	館の規模に応じて制限	
座席	利用禁止		半数程度利用可
時間	30分以内		60分以内

2 対象図書館

市内図書館全館

3 感染拡大防止のための取組

引き続き入館できる人数を調整し、館内の混雑緩和を図るほか、三密を避けるための対策を行います。